

埼玉県報



埼玉県発行

目次

規則

○埼玉県児童福祉審議会規則の一部を改正する規則

(少子政策課)

○埼玉県留置施設視察委員会に関する規則 (留置管理課)

○埼玉県警察組織規則の一部を改正する規則 (警務課)

告示

○特定非営利活動法人の定款の変更に係る告示 (西部創造)

○職員用ノート型パーソナルコンピュータ機器の貸借に係る随

意契約の相手方に関する告示

(IT企画課)

○インターネット時事情報利用の随意契約の相手方に関する告示

()

○文書管理・財務会計・旅費システム運用業務の随意契約の相手方等に関する告示

(総務事務センター)

四	○文書管理・財務会計・旅費及び職員情報収集システムハードウェア貸借の随意契約の相手方等に関する告示 (総務事務センター)	四	○電子計算機操作等業務委託に関する入札告示 (システム調整室)
三	○財務会計・旅費システム等に係る運用サポート業務の随意契約の相手方等に関する告示 ()	四	○保安林の皆伐面積の限度 (森づくり課)
三	○平成十九年度調理師試験及び製菓衛生師試験の実施 (保健医療政策課)	六	○測量法に基づく公共測量の実施 (用地課)
三	○広域災害・救急医療情報システム整備・運営業務の随意契約の相手方等に関する告示 (医療整備課)	七	○都市計画事業の事業認可 ()
四	○大規模小売店舗に対する市町村	八	○吉川市吉川中央土地区画整理組合の定款の変更認可 (市街地整備課)

規則

埼玉県児童福祉審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年六月一日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第六十三号

埼玉県児童福祉審議会規則の一部を改正する規則

埼玉県児童福祉審議会規則(平成十七年埼玉県規則第九十六号)の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「署名押印」を「署名」に改める。
 第十一条中「福祉部子育て支援課」を「福祉部子育て支援課」に改める。
 趣旨
 この規則は、公布の日から施行する。

埼玉県留置施設視察委員会に関する規則をここに公布する。

平成19年6月1日

埼玉県公安委員会委員長 由木 義文

埼玉県公安委員会規則第5号

埼玉県留置施設視察委員会に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(平成17年法律第50号。以下「法」という。)第22条第1項及び埼玉県留置施設視察委員会条例(平成19年埼玉県条例第33号)第6条の規定に基づき、埼玉県留置施設視察委員会(以下「視察委員会」という。)に対する情報の提供その他視察委員会に關し必要な事項を定めるものとする。
 (視察委員会に対する情報の提供)

第2条 留置業務管理者は、毎年、委員の任命(補欠の委員の任命を除く。)後最初の視察委員会の会議において、留置施設に関する次に掲げる事項について、留置施設の運営の状況を把握するために必要な情報を記載した書面を提出するものとする。

- (1) 留置施設の概要
- (2) 収容基準人員及び被留置者数の推移
- (3) 留置施設の管理体制
- (4) 参観の許可の状況
- (5) 被留置者に対する物品の貸与及び支給並びに被留置者による自弁の物品の使用又は摂取の状況
- (6) 被留置者に対して講じた保健衛生上及び医療上の措置の状況
- (7) 法第190条第1項又は第208条第1項の規定による自弁の嗜好品等の停止措置の実施状況
- (8) 戒具及び留置保護室の使用状況

(9) 被留置者による面会の制限及び信書の発受の禁止、差止め又は制限の事例
 (10) 審査又は再審査の申請、法第231条第1項又は第232条第1項の規定による申告及び苦情の申出の状況並びにそれらの処理結果
 2 留置業務管理者は、次に掲げる場合には、視察委員会の会議において、その状況を把握するために必要な情報を記載した書面を提出するものとする。

- (1) 留置施設の運営状況に大きな変更があった場合
- (2) 視察委員会から留置施設の運営状況について説明を求められた場合
- (3) 視察委員会の意見を受けて措置を講じた場合(会議)

第3条 視察委員会の会議は、委員長が招集し、議事を主宰する。

2 総務部留置管理課長は、必要があると認めるときは、委員長に対して視察委員会の会議の招集を求めることができる。

3 視察委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

4 視察委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
 (会議録)

第4条 会議の開催日時及び場所、出席者並びに概要は会議録に記載するものとする。

2 会議録は、総務部留置管理課において調製し、保存する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

埼玉県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年6月1日

埼玉県公安委員会委員長 由木 義文

埼玉県公安委員会規則第7号

埼玉県警察組織規則の一部を改正する規則

埼玉県警察組織規則(昭和50年埼玉県公安委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第10条第1号中「留置場」を「留置施設」に改める。
 第17条中第18号を第19号とし、第6号から第17号までを1号ずつ繰り下げ、第5

号の次に次の1号を加える。
(6) 探偵業に関すること。
第19条第9号に次のように加える。

イ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)

第50条中第10号を第11号とし、第7号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 特定物質(化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第2条第3項に規定する特定物質をいう。)及び特定病原体等(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第18項に規定する特定病原体等をいう。)の防護に関すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

埼玉県告示第八百八十七号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二週間、総務部NPO活動推進課及び埼玉県西部地域創造センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション) <http://www.saitamaken-ngo.net/>により閲覧に供する。

平成十九年六月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

申請のあった年月日 平成十九年五月二十二日

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人日高サポートセンターむーみん

代表者の氏名 高山 博

主たる事務所の所在地 埼玉県日高市大字高萩六十番地

定款に記載された目的 この法人は、障がいのある人やお年寄りの自立を支援し、家庭や地域で生

き生きと安心して、生活出来る環境づくりを目指し、社会に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第八百八十八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成十九年六月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

購入等件名及び数量 職員用ノート型パーソナルコンピュータ機器貸借 一式

契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 埼玉県総務部IT企画課企画・研修指導担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

随意契約の相手方を決定した日 平成19年4月1日

随意契約の相手方の氏名及び住所 NEC リース株式会社 東京都港区芝5丁目29番11号

契約金額 101,945,088円

契約の相手方を決定した手続 随意契約

随意契約とした理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条

第1項第2号に該当

埼玉県告示第八百八十九号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成十九年六月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

購入等件名及び数量 職員用ノート型パーソナルコンピュータ機器貸借 一式

契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 埼玉県総務部IT企画課企画・研修指導担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

随意契約の相手方を決定した日 平成19年4月1日

随意契約の相手方の氏名及び住所 NTT ファイナンス株式会社 東京都港区芝浦1丁目2番1号

契約金額 49,351,680円

契約の相手方を決定した手続 随意契約

随意契約とした理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号に該当

埼玉県告示第八百九十号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

- 平成十九年六月一日
埼玉県知事 上田 豊 臣
- 1 購入等件名及び数量
インターネット時事情報利用 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県総務部 IT企画課 ネットワーク担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成19年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社時事通信社 東京都中央区銀座5丁目15番8号
- 5 契約金額
37,800,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第1号に該当

埼玉県告示第八百九十一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

- 平成十九年六月一日
埼玉県知事 上田 清 司
- 1 購入等件名及び数量
文書管理・財務会計・旅費システム運用業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県総務部総務事務センター財務旅費システム担当及び文書管理システム担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成19年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社日立製作所 東京都千代田区丸の内1丁目6番6号
- 5 契約金額
112,175,700円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号に該当

埼玉県告示第八百九十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

- 平成十九年六月一日
埼玉県知事 上田 清 司
- 1 購入等件名及び数量
文書管理、財務会計、旅費及び職員情報収集システムハードウェア貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県総務部総務事務センター文書管理システム担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成19年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
日立キャピタル株式会社 東京都港区西新橋2丁目15番12号
- 5 契約金額
281,642,970円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号に該当

埼玉県告示第八百九十四号

埼玉県告示第八百九十三号
WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

- 平成十九年六月一日
埼玉県知事 上田 豊 臣
- 1 購入等件名及び数量
財務会計・旅費システム等に係る運用サポート業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県総務部総務事務センター職員支援担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成19年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社KSK 東京都稲城市百村1625番地2
- 5 契約金額
73,955,700円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号に該当

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達については、次のとおり一般競争入札に付する。

平成十九年六月一日

室中監事 田 野 臣

1 調達内容

- (1) 購入等件名及び数量
電子計算機操作等業務委託 一式
- (2) 調達案件の仕様等
入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成19年8月1日(水) から平成22年12月31日(金) まで。ただし、平成20年度以降において、埼玉県の歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 履行場所

埼玉県総務部システム調整室長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない業者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参も認める。落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 物品買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示(平成18年埼玉県告示第1543号)に基づき、「電子計算に関する業務」のA等級に格付けされた者であること。
- (3) 物品の買入れ等の契約に係る指名停止等措置要領(平成8年6月13日付出版物第180号)に基づき指名停止期間中でない者であること。

(4) ISMS認証又はプライバシーマークの認定を受けていること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札説明書及び仕様書の入手方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」からダウンロードする場合

入手手順は、下記のとおり

- (イ) 埼玉県ホームページを開く。
- (ロ) 電子サービス窓口の「入札・調達」を選択する。
- (ハ) 埼玉県電子入札総合案内(工事・物品)メニュー内の「3:システム入口」を選択する。

(ニ) 「入札情報公開システム」を選択する。

(ホ) 調達機関は「埼玉県」を選択する。

(ヘ) 「物品等」を選択する。

(ニ) 「1 発注情報の検索」を選択する。

(フ) 検索ボタンをクリックする。

(ク) 本入札案件を選択する。

イ 紙媒体での入手を希望する場合

3(2)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡をすること。)

(2) 紙媒体の入札書を郵送又は持参する場合の提出場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先(3(1)アの場合を含む。)

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部システム調整室大型電子計算機担当 戸田 健一、野口 茂 電話048-830-2267(直通)

(3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を利用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成19年7月12日(木) 午前10時ま

で

イ 紙媒体の入札書を郵送又は持参する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成19年7月11日(水) 午後5時ま

で(必着)

なお、郵送により提出する場合は、書留郵便によること。

(4) 開札の場所及び日時

埼玉県総務部システム調整室 平成19年7月12日(木) 午前11時

4 その他
 なお、開札への立会いは、不要とする。

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨
 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書を次のいずれかの方法で平成19年6月29日(金)午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を利用する場合

同システムから確認申請する。

イ 紙媒体の入札書を郵送又は持参する場合

3(2)の提出先まで郵送又は持参により提出する。

なお、郵送による場合には書留郵便とし、上記の期限内に必着のこと。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 低入札価格調査制度に係る調査基準価格

設定する。(調査基準価格未滿の入札があった場合には、調査の上当該入札を行った者を落札者とするか否かを決定する。)

(8) 手続における交渉の有無
 無

(9) 競争入札参加資格の付与

2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付して、埼玉県出納局物品管理課登録担当(電話048-830-5775(直通) 千330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号)に提出すること。

(10) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(11) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature of Services Required : Operation of mainframe computer systems in the Systems Adjustment Office.

(2) Time-limit for tender : By the electronic tender system ; By 10 : 00 a.m., July 5,2007 By registered mail must be received ; 5 : 00 p.m., July 4, 2007 In person ; 5 : 00 p.m., July 4, 2007

(3) Contact Information : Systems Adjustment Office, General Affairs Department, Saitama Prefectural Government, Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi 330-9301 Telephone 048-830-2267

埼玉県公告第八百九十五号

埼玉県環境影響評価条例(平成十六年埼玉

県条例第六十一号)第十七条第一項の

規定にのっとり、次のとおり公聴会を開催す

No.

平成十九年六月一日

埼玉県知事 上田 清 司

一件名

ホンダ寄居新工場建設事業に係る環境影響評価公聴会

二 日時及び場所

- ア 平成十九年六月三十日(土) 午前十時から正午まで 深谷市花園文化会館アドニス一階集会室
- イ 平成十九年六月三十日(土) 午後二時から四時まで 寄居町役場六階会議室
- ウ 平成十九年七月一日(日) 午前十時から正午まで 東秩父村コミュニティセンター二階集会室
- エ 平成十九年七月一日(日) 午後二時から四時まで 小川町立中央公民館二階大会議室

時から四時まで 小川町立中央公民館二階大会議室

三 事業者及び都市計画決定権者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

- 本田技研工業株式会社 取締役社長 福井威夫
- 東京都港区南青山二丁目一番一号
- 意見を聴こうとする事項
- ホンダ寄居新工場建設事業に係る環境影響評価準備書についての環境の保全の見地からの意見

埼玉県告示第八百九十六号

調理師法(昭和三十三年法律第四百七号)第三条の二第二項に規定する調理師試験及び製菓衛生師法(昭和四十一年法律第一百五号)第四条第一項に規定する製菓衛生師試験を次のとおり行う。

平成十九年六月一日

埼玉県知事 上田清司

一 試験期日及び試験場所

試験区分	試験期日	試験場所
調理師試験	平成十九年八月二十一日(火)	芝浦工業大学(さいたま市見沼区深作三七〇番地) 東洋大学川越キャンパス(川越市鯨井二二〇〇番地) ものつくり大学(行田市前谷三三三番地) 埼玉県立大学(越谷市三野宮八二〇番地) 東洋大学川越キャンパス(川越市鯨井二二〇〇番地)
製菓衛生師試験		東洋大学川越キャンパス(川越市鯨井二二〇〇番地)

二 試験科目

イ 調理師試験
調理師試験基準(平成九年厚生省告示第百十九号)に掲げる試験科目

ロ 製菓衛生師試験
製菓衛生師試験基準(平成十二年厚生省告示第百七十号)に掲げる試験科目

三 受験資格

イ 調理師試験

次の(1)及び(2)に該当する者

(1) 次のいずれかに該当する者

- (一) 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第四十七条に規定する者
- (二) 旧国民学校令(昭和十六年勅令第四百十八号)による国民学校の高等科を修了した者又は旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による中等学校の二年の課程を終わった者
- (三) 調理師法施行規則附則第三項に規定する者等

(2) 調理師法施行規則(昭和三十三年厚生省令第四十六号)第四条各号に掲げる施設又は営業において二年以上調理の業務に従事した者

ロ 製菓衛生師試験
製菓衛生師法第五条各号に掲げる者又は同法附則第二項若しくは第三項に規定する者

四 受験手続

イ 提出書類

(1) 調理師試験

調理師法施行細則(昭和四十一年埼玉県規則第八号)第三条に規定する受験願書及び書類

(2) 製菓衛生師試験

製菓衛生師法施行細則(昭和四十二年埼玉県規則第五十四号)第二条に規定する受験願書及び書類

ロ 試験手数料

調理師試験にあつては六千三百円、製菓衛生師試験にあつては九千六百円を埼玉県収入証紙により納付すること。

ハ 受験願書等の提出期間及び場所

平成十九年六月二十六日(火)、二十七日(水)、二十八日(木)及び二十九

日(金)

午前九時三十分から午前十一時三十分まで及び午後一時から午後四時まで
埼玉教育会館二階会議室
五 合格発表の期日及び場所
平成十九年九月二十七日(木)から二十八日(金) 午前九時から午後五時ま
で

埼玉県庁本庁舎一階南側エレベーター前、県内各福祉保健総合センター及び県
内各保健所

埼玉県告示第八百九十七号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

- 平成十九年六月一日
- 埼玉県知事 上田清司
- 1 購入等件名及び数量
広域災害・救急医療情報システム整備・運営業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県保健医療部医療整備課医療整備担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂
- 3 丁目15番1号
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
社団法人埼玉県医師会 埼玉県さいたま市浦和区仲町3丁目5番1号
- 5 契約金額
104,125,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号に該当

埼玉県告示第八百九十八号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成十九年六月一日

埼玉県知事 上田清司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地
ドン・キホーテ所沢宮本町店
所沢市宮本町二丁目二十五番十一号
ロ 同法第八条第一項の規定によるその他の意見の概要
所沢市街づくり条例に基づき協議が必要となります。
所沢市街づくり条例に基づき、近隣関係者に開発事業の説明を行い、理解を得るように努めること。

交通事故や渋滞、周辺道路への放置駐車等の交通問題が発生しないように充分配慮すること。
駐車場内及び出入口については、視認性・安全性を確保すること。

二十四時間営業を実施するならば、当該地域は住居専用地域であるため、深夜営業に伴う騒音・振動の発生については、特に周辺住民への対応をじゅうぶんに行うよう努めること。

なお、騒音・振動については、各種法令および規則による基準を順守すること。「所沢市商業振興条例」の趣旨に則り、第四条商業者等の責務を果たすよう努力すること。

- 二 縦覧期間
平成十九年六月一日から平成十九年七月二日まで
- 三 縦覧場所
埼玉県産業労働部商業支援課
埼玉県西部産業労働センター

埼玉県告示第八百九十九号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成十九年六月一日

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

埼玉県知事 上田清司

瀧島第一ビル(サミットストア新座片山店)
新座市片山三丁目二千九百十五の一 外

ロ 同法第八条第一項の規定によるその他の意見の概要
市道第六十五―十三号線に来店客の車両が駐車しないよう立て看板を設置してください。

また、市道第四十一―〇三号線(産業道路)を新座方面からの来店客の車両が市道第六十五―十三号線を右折して入らないように注意看板を設置してください。

近隣の大規模小売店において、夜間駐車場で暴力事件が二年で二件報告がありました。夜間の駐車場の警備について万全を期していただくようお願いいたします。

開発地は通学路に接していますので、登下校時の児童、生徒の安全について万全の体制をお願いします。

二 縦覧期間

平成十九年六月一日から平成十九年七月二日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課
埼玉県西部産業労働センター

埼玉県告示第九百号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる施設の使用料の徴収事務を、同表の中欄に掲げる者に、同表の下欄に掲げる期間委託した。

平成十九年六月一日

埼玉県知事 上田清司

施設の名	受託者の住所、名称及び代表者氏名	委託期間
埼玉県産業技術総合センターの駐車場(指定駐車場以外の駐車場に限る。)	川口市上青木三丁目十二番六十三号 株式会社スキップシティ 代表取締役社長 横田 真理也	平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日まで

埼玉県告示第九百一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成十九年六月一日

埼玉県知事 上田清司

1 購入等件名及び数量

さいたま新産業拠点(SKIPシティ)

A1街区維持管理業務 一式

2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地

埼玉県産業技術総合センター管理運営担当 埼玉県川口市上青木3丁目12

番18号

3 随意契約の相手方を決定した日
平成19年4月1日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社スキップシティ 埼玉県川口市上青木3丁目12番63号

5 契約金額
240,870,000円

6 契約の相手方を決定した手続
随意契約

7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第1号に該当

埼玉県告示第九百二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、中福東土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成十九年六月一日

埼玉県知事 上田清司

一 就任

職名 氏名 住所

理事 井上義孝 川越市大字中福五六〇番地

同 森下和一 同 同 六八二番地

同 吉沢重造 同 同 五六八番地

同 小川一郎 同 同 七六一番地

同 柿沼治吉 同 同 下松原一八三番地

同 内田和男 同 同 中福四六二番地

武蔵地区	入間市大字木蓮寺・大字南峯・大字寺竹	防風保安林	0.35
毛呂山地区	入間郡毛呂山町	防風保安林	0.16
新郷地区	所沢市大字新郷	防風保安林	0.55
狭山地区	狭山市	防風保安林	0.22
鶴ヶ島地区	鶴ヶ島市	防風保安林	0.12
菅谷地区	比企郡嵐山町・ときがわ町・鳩山町	防風保安林	0.55
寄居地区	熊谷市・深谷市・大里郡寄居町	防風保安林	0.66
利根川	本庄市・児玉郡神川町・美里町	水源かん養保安林	41.59
		土砂流出防備保安林	20.41
荒川下流	深谷市・比企郡嵐山町・小川町・ときがわ町・秩父郡東秩父村・大里郡寄居町	干害防備保安林	0.66
		土砂流出防備保安林	48.42
		干害防備保安林	3.48
赤平地区	秩父市吉田石間・吉田阿熊・吉田太田部・上吉田・下吉田・吉田久長・秩父郡長瀬町・皆野町・小鹿野町	水源かん養保安林	146.69
		土砂流出防備保安林	248.40
		干害防備保安林	5.51
荒川	秩父市黒谷・栃谷・大野原・定峰・山田・小柱・太田・伊古田・品沢・大宮・久那・別所・寺尾・薛田・田村・上影森・下影森・浦山・日野田町・野坂町・熊木町・荒川・荒川・荒川白久・荒川日野・荒川上田野・荒川久那・荒川小野原・大滝・三峰・中津川・秩父郡横瀬町	水源かん養保安林	1,916.55
		土砂流出防備保安林	82.20
		保健保安林	24.84
		保健保安林	362.14
計	秩父市中津川・秩父郡小鹿野町	保健保安林	3,161.94

埼玉県告示第九百六号

測量計画機関の長である桶川市坂田東特定土地区画整理組合理事長野本泰男から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成十九年六月一日

埼玉県知事 上田清司

一 作業種類

公共測量(出来形確認測量)

二 作業期間

平成十九年五月二十一日から平成二十年三月二十一日まで

三 作業地域

桶川市大字坂田区内

埼玉県告示第九百七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成十九年六月一日

埼玉県知事 上田清司

一 施行者の名称

上尾市

二 都市計画事業の種類及び名称

上尾都市計画道路事業三・四・四号
上尾平方線

三 事業施行期間

平成十九年六月一日から平成二十三年三月三十一日まで

四 事業地

イ 収用の部分
埼玉県上尾市柏座二丁目内
ロ 使用の部分
なし

埼玉県告示第九百八号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第三十九条第一項の規定により土地区画整理組合の定款の変更を認可したので、次のとおり公告する。

平成十九年六月一日

埼玉県知事 上田清司

一 組合の名称

吉川市吉川中央土地区画整理組合

二 事業施行期間

平成 八年八月十三日から
平成二十六年三月三十一日まで

三 施行地区

吉川市大字吉川字堤外、字落下の各全部

吉川市大字吉川字下道下、字中道下、字沼辺、字上町張の各一部

吉川市大字平沼字佐左エ門切、字勝昼間、字井掘添、字曾根通の各一部

吉川市大字関字沼田、大字中井字小松川の各一部

四 事務所の所在地

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第七十九号

都市計画法(昭和四十二年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成十九年六月一日

埼玉県東松山県土整備事務所長

谷口 建一

一 許可番号

平成十九年五月十八日

第一八〇一八一号

二 検査済証番号

平成十九年五月二十五日

第一九〇〇三〇号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡滑川町大字月輪字大堀前一六

三四一一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

比企郡川島町大字上伊草一七九一番

地一 ユーシーB二〇一一

田中 智明

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第四十七号

都市計画法(昭和四十二年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成十九年六月一日

埼玉県杉戸県土整備事務所長

榎本 恵樹

一 許可番号

平成十九年四月二十日

指令杉整第一九〇〇二〇号

二 検査済証番号

平成十九年五月二十二日

杉整第二七五一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北葛飾郡鷲宮町大字鷲宮字平野七五

九一一、七五九一六

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

久喜市東五一八―四十四

有限会社 カノウハウジング

代表取締役 叶 邦男

1 講習の期日

講習1日目 平成19年7月12日(木) 午前9時15分から午後5時45分までの間

講習2日目 平成19年7月13日(金) 午前9時15分から午後5時45分までの間
修了考査 平成19年7月20日(金) 午前9時30分から午後2時30分までの間

2 講習の場所

埼玉県北足立郡伊奈町大字小針内宿1600番地

埼玉県県民活動総合センター 210セミナー室(講習)及びセミナーホール1(修了考査)

3 受講者予定数

120人(申込受付順)

4 講習の概容

(1) 放置車両の確認に関する技能及び知識について1日7時間の講習を2日間行う。

(2) 修了考査は正誤式50問で、合格基準は正答率90パーセントである。

(3) 講習課程を修了(修了考査に合格)した者には、駐車監視員資格者講習修了証明書を交付する。

5 申込方法

次により、申込みの予約を行った後に本申込みを行うこと。

(1) 申込みの予約

ア 予約方法

官製往復はがきに必要な事項を記載し、郵送すること。

イ 予約受付期間

平成19年6月1日(金)から6月6日(水)までの間(期間内消印有効)

ウ あて先

〒331-0065 埼玉県さいたま市西区大字二ツ宮883番地

埼玉県警察本部交通部駐車対策課内 資格者講習申込係

エ 往信はがきの記載事項

裏に講習名「駐車監視員資格者講習」、住所、氏名及び電話番号を記載すること。

オ 復信はがきの記載事項

表に住所及び氏名、裏は記載しないこと。

カ 予約受付の通知

埼玉県公安委員会告示第205号

道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第55条の13第1項第1号イに規定する放置車両の確認等に関する技能及び知識に関する講習(以下「駐車監視員資格者講習」という。)を次のとおり実施するので、公示する。

平成19年6月1日

埼玉県公安委員会委員長 由木 義文

予約が受け付けられた旨又は受け付けられなかった旨を復信はがきで通知する。
(予約受付期間中であっても申込受付順であることから予定人員になり次第締め切るものとする。)

(2) 本申込み

ア 本申込受付期間

平成19年6月13日(水)から6月22日(金)まで(6月16日(土)及び6月17日(日)を除く。)の午前8時30分から午後5時30分までの間(午後零時から午後1時までの間を除く。)

イ 本申込受付場所

埼玉県内の各警察署交通課窓口

ウ 必要書類等

次の書類等を、原則として受講者本人が持参し、窓口へ提出すること。

(ア) 予約受付の通知はがき

(イ) 駐車監視員資格者講習受講申込書(埼玉県内の各警察署交通課窓口で配布)

(ウ) 本申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3.0cm横2.4cmの写真1枚(裏に氏名及び撮影年月日を記載)

(エ) 駐車監視員資格者講習手数料19,000円(埼玉県証紙を講習手数料等納付書にちよう付して納入)

(オ) 印鑑

6 注意事項

(1) 駐車監視員資格者講習を受講し、その課程を修了(修了考査に合格)した場合でも、欠格事由(法第51条の13第1項第2号)に該当するときは、駐車監視員資格者証の交付を受けることができない。
なお、欠格事由については、法を確認するか駐車監視員資格者講習受講申込書の裏面を参照すること。

(2) 駐車監視員資格者講習の受講についての年齢制限はないが、埼玉県内で駐車監視員として街頭活動する場合は、原則として65歳以下という年齢制限があるので注意すること。

7 照会先

埼玉県警察本部交通部駐車対策課 放置駐車対策センター

電話 048 (622) 7399 (直通)

埼玉県選挙管告示第六十三号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第五十五条第二項及び第四項第二号(地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)及び農業委員会等に関する法律施行令(昭和二十六年政令第七十八号)において準用する場合並びに最高裁判所裁判官国民審査法施行令(昭和二十三年政令第二百二十二号)において例による場合を含む。)の規定による不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。
平成十九年六月一日

埼玉県選挙管理委員会委員長 高 篠 包

種類	施設の開設主体及び名称	所在地
病院	医療法人社団心英会 介護老人保健施設 なのはなの里	北葛飾郡松伏町金杉一九〇八番地
病院	医療法人社団医鳳会 介護老人保健施設 葵の園・富士見	富士見市勝瀬九三七番地三
病院	医療法人わかば会 介護老人保健施設 つつじの郷	朝霞市下内間木一三六三番地一
老人ホーム	社会福祉法人厚生会 特別養護老人ホーム 川口シニアセンター	川口市大字西新井宿二二一六番地六
老人ホーム	グリーンフォレスト株式会社 有料老人ホーム グリーンフォレストビレッジ	熊谷市広瀬八〇〇番二
老人ホーム	社会福祉法人樹会 特別養護老人ホーム 大井苑	ふじみ野市大井武蔵野二二七七番地一
老人ホーム	社会福祉法人悠揚会 特別養護老人ホーム はるばてお	さいたま市大宮区上小町一一八七番地

老人ホーム	社会福祉法人五葉会 特別養護老人ホーム 緑水苑与野	さいたま市中央区大戸一丁目三番一―二号
老人ホーム	メイカル・ケア・サービス株式会社 有料老人ホーム アンサンブル大宮	さいたま市大宮区上小町九六〇番地五

雑報

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第二百七十六号)第十六条の二第一項の規定による埼玉県知事の委任に係る平成十九年度宅地建物取引主任者資格試験を次のとおり実施する。

平成十九年六月一日
財団法人不動産適正取引推進機構
理事長 三 澤 眞

一 試験の日時

平成十九年十月二十一日(日曜日)
午後一時から午後三時まで

ただし、宅地建物取引業法第十六条第三項の規定により、国土交通大臣の登録を受けた者が行う講習を受講し修了試験に合格した者で、試験の一部免除を受けようとする者(宅地建物取引業法施行規則第十条の五第六号にいう登録講習修了者(以下「登録講習修了者」という。))については、午後一時十分から午後三時まで

二 試験の場所
受験申込みの受付の際指定する。

三 試験内容

イ 内容 おおむね次の事項について行う。

- 1 土地の形質、地積、地目及び種別並びに建物の形質、構造及び種別に関する事
 - 2 土地及び建物についての権利及び権利の変動に関する法令に関する事
 - 3 土地及び建物についての法令上の制限に関する事
 - 4 宅地及び建物についての税に関する法令に関する事
 - 5 宅地及び建物の需給に関する法令及び実務に関する事
 - 6 宅地及び建物の価格の評定に関する事
 - 7 宅地建物取引業法及び同法の関係法令に関する事
- ただし、登録講習修了者については、前記1と5に掲げる事項に関する問題を免除する。

ロ 出題法令の適用期日 平成十九年四月一日現在施行されている法令
試験の方法及び出題数
イ 方法 四肢択一式の筆記試験による。

ロ 出題数 五十問

ただし、登録講習修了者については、四十五問とする。

五 受験資格

年齢、性別、学歴等に関係なく、だれでも受験することができる。

六 受験申込み

イ インターネットによる申込み

1 試験案内の掲載

(1) 掲載期間 平成十九年七月二日(月曜日)から平成十九年七月十七日(火曜日)まで

(2) 掲載場所 財団法人不動産適正取引推進機構のホームページ

(<http://www.reio.or.jp>)

2 申込期間 平成十九年七月二日(月曜日)午前九時三十分から平成十九年七月十七日(火曜日)午後九時五十九分まで

3 申込方法

(1) 財団法人不動産適正取引推進機構ホームページ(<http://www.reio.or.jp>)にアクセスし、受験申込画面において必要な事項(登録講習修了者については、登録講習修了者証明書(登録講習修了試験合格年月日)が試験実

施日前三年以内のもの)に記載されている登録講習機関の登録番号及び修了番号を含む。)を入力する。

(2) 顔写真ファイル(平成十九年四月一日以降に撮影した無帽、正面向き、無背景でJPEG形式のもの)を添付する。

4 受験手数料 七千円

財団法人不動産適正取引推進機構が指定したクレジットカードにより又はコンビニエンスストアより納入する。(事務手数料は、本人負担)

ロ 郵送による申込み

1 試験案内及び受験申込書の配布

(1) 配布期間 平成十九年七月二日(月曜日)から平成十九年七月三十一日(火曜日)まで

ただし、(2)の配布場所のうち、いけだ書店各店、くまざわ書店各店、まるひろBookCenter上尾店、紀伊國屋書店入間丸丸店、三省堂書店大宮店、書泉ブックドーム、宮脇書店朝霞店、文教堂書店まるひろ南浦和店、書楽北与野店、リブロ川越店及び須原屋各店にあつては無休、県民活動総合センターにあつては平成十九年七月二日(月曜日)及び平成十九年七月九日(月曜日)を除き、埼玉県

男女共同参画推進センターにあつては平成十九年七月十九日(木曜日)を除き、県立熊谷・久喜各図書館にあつては平成十九年七月二日(月曜日)、平成十九年七月九日(月曜日)、平成十九年七月十七日(火曜日)、平成十九年七月二十三日(月曜日)、平成十九年七月二十七日(金曜日)及び平成十九年七月三十日(月曜日)を除き、その他にあつては土曜日、日曜日及び休日を除く。

(2) 配布場所 社団法人埼玉県弘済会、埼玉県都市整備部開発指導課、総務部県民・消費生活課県民案内室、川口・朝霞・所沢各県税事務所、各地域創造センター、各県土整備事務所、県民活動総合センター、埼玉県男女共同参画推進センター、埼玉県東京事務所、県立熊谷・久喜各図書館、いけだ書店(大宮店、川越店、所沢店、飯能店)、くまざわ書店(蕨錦町店、和光店、アズセカンド店、上福岡店、宮原店、草加店)、まるひろBook Center上尾店、紀伊國屋書店入間丸広店、三省堂書

- 1 店大宮店、書泉ブックドーム、宮脇書店朝霞店、文教堂書店まるひろ南浦和店、書楽北与野店、リプロ川越店、須原屋(本店、コロン店、武蔵浦和店、蕨店、キャラ川口店、アリオ川口店、春日部店、熊谷店)
- 2 申込期間 平成十九年七月二日(月曜日)から平成十九年七月三十一日(火曜日)までの日付の消印があるものに限り受け付ける。
- 3 提出書類
 - (1) 受験申込書(受験手数料納入済を証する郵便振替払込受付証明書又は銀行振込払込受付証明書をはったもの)
 - (2) 顔写真一葉(平成十九年四月一日以降に撮影した無帽、正面向きで縦四・五センチメートル横三・五センチメートル、ただし、顔の寸法は、頭頂からあごまでが三・二センチメートル以上三・六センチメートル以下の大きさのもの)
 - (3) 登録講習修了者については、前記(1)と(2)に加えて、登録講習修了者証明書(登録講習修了試験合格年月日が試験実施日前三年以内のもの)
- 4 受験手数料 七千円
受験申込前に、所定の郵便振替用紙又は銀行振込用紙により、郵便局又は財団法人不動産適正取引推進機構が指定する銀行預金口座に払い込む。(払込手数料は、本人負担)
- 5 郵送先及び郵送方法
社団法人埼玉県弘済会あて、配達記録郵便で申し込む。
- 七 合格発表
 - イ 発表の期日 平成十九年十二月五日(水曜日)
 - ロ 発表の方法 埼玉県庁第二庁舎一階ロビー及び各県土整備事務所に平成十九年十二月五日(水曜日)から平成十九年十二月七日(金曜日)までの三日間掲示するほか、合格者への合格証書の送付により行う。
 - ハ 問い合わせ先
社団法人埼玉県弘済会 さいたま市浦和区高砂三十四-二十一 電話〇四八(八二二)七九二六、〇四八(八三〇)七四一四、〇四八(八二四)二一一一内線七四一五・七四一六

発行日	毎週 火曜日・金曜日
購読料金	一年四万三千四百円 (郵便料金を含む)
発行者	埼玉県 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号 〇四八-八二四-二一一一(代表)
印刷所	埼玉県さいたま市 http://www.pref.saitama.lg.jp/A01 /BA00/kenpouhome/fr_top.htm
印刷	関東図書株式会社 さいたま市南区別所三-1-1 〇四八-八六二-二九〇-1(代表)